平成２１年（フ）第５８１号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１　Ｂ132号室
債務者　丸瀬　芳輝
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２号
奈良県橿原市川西町148番地　Ｂ－３－401
債務者　吉岡　信子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚567番地
債務者　荒井　早苗（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４号
奈良県橿原市西池尻町146番地の１ヒロタコーポⅡ301号、前住所京都市山科区北花山河原町46番地22
債務者　髙谷まゆみ（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
奈良県橿原市常盤町49番地の１上田ハイツ103、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１
債務者　西川美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触609番地６
債務者　横山　雄二
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触1113番地１
債務者　齋藤　俊子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第１７７２号
埼玉県川口市西川口１丁目20番15号　西川口ハイツ201号、旧住所埼玉県川口市芝４丁目14番23号　高橋荘101
債務者　大串真由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
さいたま市中央区鈴谷９丁目４番16号　メゾンＴＷＥＮＴＹ203号
債務者　山西　　宏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　徳倉団地３棟401
債務者　土屋　知一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７５号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目１番４―203号
債務者　藤原　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３７号
札幌市豊平区美園７条２丁目１番13号　マルエハイツ２Ｆ－８
債務者　佐々木佳代子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９５号
札幌市中央区北５条西29丁目２番23号　メゾンレリアＢ棟17号
債務者　佐々木惠子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５１号
札幌市中央区大通西18丁目１番地12　カンダミニアム大通701号
債務者　佐藤　耕司
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８６号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目２番19号　コーポネネ102号
債務者　岡本　芳枝
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５１号
北海道恵庭市黄金中央３丁目８番地の１
債務者　高橋　直美（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７７号
札幌市東区北22条東19丁目４番12号　ラフォーレ39―402号
債務者　田上　修治
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部